

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成18年11月2日(2006.11.2)

【公開番号】特開2000-229379(P2000-229379A)

【公開日】平成12年8月22日(2000.8.22)

【出願番号】特願平11-359304

【国際特許分類】

B 3 2 B	17/06	(2006.01)
B 3 2 B	9/00	(2006.01)
C 0 3 C	17/36	(2006.01)
C 2 3 C	14/06	(2006.01)

【F I】

B 3 2 B	17/06	
B 3 2 B	9/00	A
C 0 3 C	17/36	
C 2 3 C	14/06	N

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月14日(2006.9.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも、ガラス基体、底部反射防止層、熱線反射層、頂部反射防止層、の順に構成された積層体を有するガラス積層体であって、底部反射防止層は、アルミニウムの窒化物を含む層を有することを特徴とするガラス積層体。

【請求項2】

少なくとも、ガラス基体、底部反射防止層、熱線反射層、中央部反射防止層、熱線反射層、頂部反射防止層、の順に構成された積層体を有するガラス積層体であって、底部反射防止層は、アルミニウムの窒化物を含む層を有することを特徴とするガラス積層体。

【請求項3】

アルミニウムの窒化物を含む層は、4nm超の幾何学的厚さを有することを特徴とする請求項1又は2に記載のガラス積層体。

【請求項4】

アルミニウムの窒化物を含む層は、19.5nm未満の幾何学的厚さを有することを特徴とする請求項1~3いずれか1項に記載のガラス積層体。

【請求項5】

頂部反射防止層は、10nm未満の幾何学的膜厚のアルミニウムの窒化物を含む層を有することを特徴とする請求項1~4いずれか1項に記載のガラス積層体。

【請求項6】

底部反射防止層は、基体に隣接したアルミニウムの窒化物を含む第1層と、その上の、金属酸化物を含む上層とを有することを特徴とする請求項1~5いずれか1項に記載のガラス積層体。

【請求項7】

頂部反射防止層は、金属酸化物を含む第1層と、その上のアルミニウムの窒化物を含む上層とを有することを特徴とする請求項1~6いずれか1項に記載のガラス積層体。

【請求項 8】

金属酸化物を含む層が、ZnとAlの混合酸化物層であることを特徴とする請求項6又は7に記載のガラス積層体。

【請求項 9】

請求項1～8いずれか1項に記載のガラス積層体に、570℃以上の温度で、曲げ加工及び／又は強化加工を施すことを特徴とするガラス積層体の製造方法。